

○近畿地方整備局告示第63号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月28日

近畿地方整備局長 渡辺 学

第1 起業者の名称 兵庫県

第2 事業の種類 県道小野藍本線改築工事（松沢バイパス・兵庫県加東市松沢字井戸之尻地内から同市厚利字柿木原地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県加東市松沢字井戸之尻、字川之上、字コダガセ、字鳥池ノ尻及び字嶋畑並びに厚利字下谷田及び字柿木原地内
- 2 使用の部分 兵庫県加東市松沢字川之上、字コダガセ、字鳥池ノ尻及び字嶋畑地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道小野藍本線改築工事（松沢バイパス）」（以下「本件事業」と

いう。)は、兵庫県小野市曾根町字藤ガ本地内から加東市厚利字柿木原地内までの延長 2,844mの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする県道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道小野藍本線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定により兵庫県知事が県道に認定した路線であり、起業者である兵庫県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により兵庫県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、兵庫県小野市浄谷町地内の一般国道175号との接続点を起点とし、加東市を經由して、三田市藍本地内の一般国道176号に至る延長約26.3kmの幹線道路であり、沿線地域の日常生活や経済活動において、重要な役割を果たしている。

また、本路線は、緊急輸送道路として位置づけられている高速自動車国道中国縦貫自動車道等から拠点避難所等へのアクセス道路としての役割を担っており、小野市地域防災計画及び加東市地域防災計画における緊急輸送道路等に指定されていることから、災害時や緊急時にも重要な役割を担う路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める道路幅員を満たさない狭小な区間が存在し、自動車のすれ違いが困難な箇所があるほか、交通事故も発生しており、安全かつ円滑な自動車交通に支障をきたしている状況にある。

また、現道は、沿線に家屋等が連たんしているにもかかわらず、歩道が一部しか整備されていないことから、近隣の小学校の通学児童等は、路肩や車道の通行を余儀なくされており、歩行者の安全な通行が確保されていない状況にもある。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を備えた道路として既に改良が完了している前後区間と連続して本件区間が整備されるため、自動車同士がすれ違う際の支障が解消されるとともに、歩道を備えた道路が新たに整備されることから、交通事故発生の危険も低減され、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているコバネアオイトトンボ、ヒメヒカゲ及びコバンムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハネビロエゾトンボ、ナニワトンボ、

ウラギンスジヒョウモン、ヒメケシゲンゴロウ及びホソヒメギセル等
その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、本件区間内において現時点で重要な種は確認されていないことなどから影響は軽微であると予測されている。植物については、重要な種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在するが、既に発掘調査等が完了しており、記録保存等を含む適切な措置が講じられている。今後、現地において周知の埋蔵文化財等が発見された場合は、兵庫県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における車道及び路肩幅員の狭小を解消し、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行を確保することを主な目的として、道路構造令による第 3 種第 3 級の規格に基づく 2 車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である南側ルート案のほか、現道拡幅案及び北側ルート案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は、支障物件の数が最も少ないこと、工事施工延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認め

られる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は道路構造令に定める車道幅員、路肩幅員を満たさない箇所が多数存在するものであり、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、加東市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判

断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県加東市役
所